

## 燕市と新潟大学との連携協議会設置要項

(平成 28 年 11 月 28 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、「燕市と新潟大学との連携に関する協定書」(以下「協定書」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、燕市と新潟大学との連携協議会(以下「連携協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 連携協議会は、協定書第 2 条に掲げる事項について協議する。

(組織)

第 3 条 連携協議会は、別表に定める委員をもって組織する。

(議長)

第 4 条 連携協議会に議長を置き、開催の都度、委員の中から互選する。

2 議長に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 連携協議会は、年 1 回定期的に開催するものとする。ただし、臨時に開催することができる。

2 連携協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 条 連携協議会に関する事務は、燕市においては企画財政部企画財政課が、新潟大学においては研究企画推進部産学連携課が、それぞれ処理するものとする。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、連携協議会が別に定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 11 月 28 日から実施する。

別表（第3条関係）

燕市	新潟大学
副市長 総務部長 企画財政部長 市民生活部長 健康福祉部長 産業振興部長 都市整備部長 教育次長 教育委員会主幹 その他市長が必要と認める者	理事（研究・社会連携担当） 副学長（社会連携・情報化推進担当） その他新潟大学長が必要と認める者